

東成区民センターのご利用について (2021/01/14)

東成区民センターのご利用にあたり、新型コロナウイルス感染症防止対策にご協力をいただき、ありがとうございます。

大阪府における新規感染者数の大幅増加を受け、1月14日(木)から2月7日(日)までの間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出・移動の自粛、特に、午後8時以降の不要不急の外出自粛の徹底などの措置が実施されます。

つきましては区役所附設会館におきましても緊急事態宣言に基づく措置に対応し、**1月17日(日)から2月7日(日)までは開館時間を午後8時まで**に短縮するとともに、開催する催し物の**参加人数は収容定員の50%以下**になるよう運営をさせていただきます。予約受付・お支払い等の**受付時間も午後8時まで**とさせていただきます。

市民の皆様には、今後とも、感染症拡大防止にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【定員は下記の通り】

施設名	定員	施設名	定員	施設名	定員	施設名	定員
大ホール	300名	小ホール	100名	集会室 601	15名	集会室 701	13名
控室 A	6名	控室 D	4名	集会室 602	13名	調理実習室	9名
控室 B	6名	控室 E	5名	集会室 603	13名	スタジオ	応相談
控室 C	応相談			集会室 604	10名	アトリエ	8名

※控室D・E、集会室601・602は室内換気の面から、原則として「ひと続きの部屋」としてのご利用となります。

※密閉度の高い「スタジオ」「控室C」のご利用につきましてはご相談願います。

【施設を利用するにあたってご対応いただきたい事項】

- 主催者による体調及び体温チェック
- 常時換気(出入口扉は開放)
- 座席の間隔は目安2m・最小1m。(利用者間の接触は避ける)
- マスク着用
- 消毒液準備
- 全参加者の氏名・連絡先の把握
- 大阪コロナ追跡システムへの登録
- 利用申出書の記入

【お問い合わせ先】 06-6972-0717(東成区民センター)

- 大阪市東成区役所
- 大阪市立東成区民センター 指定管理者
一般財団法人 大阪市コミュニティ協会